

岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年三月二十四日規則第七十二号)

最終改正令和三年八月六日規則第二〇二号

改正内容:令和三年八月六日規則第二〇二号

○岐阜県療育手帳に関する規則

改正

平成十二年三月二十四日規則第七十二号

平成一七年四月一日規則第五四号  
平成一八年四月一日規則第八四号  
平成二五年四月一日規則第五二号  
平成二六年三月二五日規則第二五号  
平成二七年四月一日規則第五六号  
平成二八年三月二九日規則第二三号  
令和二年三月一七日規則第二一号  
令和三年三月二三日規則第六九号  
令和三年八月六日規則第二〇二号

岐阜県療育手帳に関する規則をここに公布する。

岐阜県療育手帳に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、県が知的障害者(知的障害児を含む。以下同じ。)に対して交付する療育手帳に関し必要な事項を定めることにより、知的障害者に対する援助、相談その他の措置の円滑な実施を図り、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(療育手帳の交付申請)

第二条 知的障害者は、子ども相談センターの所長又は岐阜県知的障害者更生相談所の所長(以下これらを「所長」という。)に対し、療育手帳の交付を申請することができる。

2 知的障害者の保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者であって知的障害者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、当該知的障害者に代理して、前項の規定による申請(以下「交付申請」という。)をすることができる。

(療育手帳の交付等)

第三条 所長は、交付申請があったときは、当該交付申請に係る知的障害者について、知的障害の程度の判定(以下「判定」という。)をするものとする。ただし、交付申請前ににおいて判定をした者であって所長が再度判定することを要しないと認めるものからの交付申請については、この限りでない。

2 所長は、交付申請があつた場合において、判定の結果その他の事項を審査し、療育手帳を交付することが適當であると認めたときは、当該交付申請に係る知的障害者に対し、療育手帳を交付するものとする。

3 所長は、前項の規定による審査の結果、療育手帳を交付しない旨の決定をしたときは、交付申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

4 所長は、第二項の規定による審査のため必要があると認めるときは、当該交付申請に係る知的障害者に対し、再度判定を受けることその他の指示をすることができる。

(療育手帳の様式等)

第四条 療育手帳の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 所長が療育手帳に記載する知的障害の程度は、別表のとおりとする。

(知的障害の程度の再判定)

第五条 療育手帳の交付を受けた知的障害者(以下「被交付者」という。)は、所長に申請して、知的障害の程度の変化を確認するための判定(以下「再判定」という。)を受けなければならない。

2 再判定の時期は、被交付者ごとに所長が指定する。

(療育手帳の記載事項等の変更届出)

第六条 被交付者又はその保護者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、所長に届け出なければならない。

一 被交付者の氏名又は住所

二 被交付者の保護者

三 被交付者の保護者の氏名又は住所

(療育手帳の再交付)

第七条 被交付者又はその保護者は、療育手帳を亡失し、若しくは破損したとき、又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときは、所長に対し、療育手帳の再交付を申請することができる。

(療育手帳の返還)

第八条 被交付者又はその保護者は、被交付者が知的障害者でなくなったとき、死亡したとき又は療育手帳を必要としなくなったときは、所長に療育手帳を返還しなければならない。

(様式)

第九条 この規則の規定により所長に対する申請その他の行為及び所長が申請者に対する通知その他の行為に係る書式は、次に掲げるとおりとする。

一 交付申請、第五条の規定による再判定の申請、第六条の規定による療育手帳の記載事項等の変更の届出及び第七条の規定による療育手帳の再交付の申請

療育手帳申請書(別記第二号様式)

二 第三条第三項の規定による通知 療育手帳不交付決定通知書(別記第三号様式)

三 前条の規定による療育手帳の返還 療育手帳返還届(別記第四号様式)

(書類の経由)

第十条 この規則の規定により所長に対する申請その他の行為に係る書類の提出は、当該知的障害者の住所地を管轄する市町村の長又は市の福祉事務所の長(次項において「市町村長等」という。)を経由してすることができる。

2 この規則の規定により所長が知的障害者又はその保護者に対する通知その他の行為に係る書類の送付は、当該知的障害者の住所地の市町村長等を経由してするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている療育手帳は、この規則の規定により交付された療育手帳とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則(平成十七年四月一日規則第五十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年四月一日規則第八十四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県療育手帳に関する規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則(平成二十五年四月一日規則第五十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十五日規則第二十五号)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県療育手帳に関する規則の規定により作成されている様式(以下「旧様式」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県療育手帳に関する規則の規定にかかわらず、旧様式をそのまま使用することを妨げない。

附 則(平成二十七年四月一日規則第五十六号)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県療育手帳に関する規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県療育手帳に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則(平成二十八年三月二十九日規則第二十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月十七日規則第二十一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式により交付されている療育手帳は、この規則による改正後の別記第一号様式により交付された療育手帳とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第二号様式により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の別記第二号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則(令和三年三月二十三日規則第六十九号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式により交付されている療育手帳は、この規則による改正後の別記第一号様式により交付された療育手帳とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第二号様式及び別記第四号様式により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則(令和三年八月六日規則第二百二号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第二号様式により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の別記第二号様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

別表(第四条関係)

知的障害の程度	内容
最重度 (A1)	一 基本的生活習慣が未形成のため、常にすべての面で介助が必要 二 多動、自他傷、拒食等の行動が顕著であるため常時の付添い監護が必要 三 身体的健康に嚴重な看護が必要 四 知能指数がおおむね二十以下
重度 (A2)	一 基本的生活習慣が未形成のため、常に多くの面で介助が必要 二 多動、自閉等の行動があり、常時の監護が必要 三 身体的健康に常時の注意及び看護が必要 四 知能指数がおおむね三十五以下 五 知能指数が五十以下で、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく障害の等級が三級以上に該当
中度 (B1)	一 基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要 二 行動面での問題に対する注意又は指導が必要 三 発作又は周期的精神変調がある等のため、一時的な看護が必要 四 知能指数がおおむね五十以下
その他 (B2)	最重度、重度及び中度以外の知的障害者であって、知能指数がおおむね七十以下